

〈鎌倉仏教史の名著を読む〉

20200317 第6講 大塚紀弘「中世「禅律」仏教と「禅教律」十宗観」
を読む

→ 20200419 映像講義

* [] 内は、本文の引用を示す（末尾の p 数字は該当頁）

はじめに

- ▶ 著者について
法政大学専任講師。対外関係と仏教文化の研究を中心に、旺盛な執筆を続ける。教理文献に拘泥することなく、制度を視野に入れながらも、僧侶の食事や衣服などの寺院生活様式、石碑や経巻などのモノ史料に注目。著書『中世禅律仏教論』（山川出版社、2009年）、『日宋貿易と仏教文化』（吉川弘文館、2017年）
- ▶ 本論文について
本論文の初出は2003年で、著者の第一論文。従来の宗派史観や各務ら新仏教論・顕密体制論に対し、宋仏教の影響を踏まえて「禅教律」という枠組みに注目し、「禅教律」十宗観という新たな枠組みを提示した

0. はじめに

- ▶ 顕密体制論の提起と批判
 - ・ 「顕密仏教と国家権力の癒着の独特の体制」
 - ・ 「顕密仏教」＝イデオロギー的仏教観としての「顕密主義」
- ▶ いわゆる「改革派」（妥協派）への注目と捉え直し
 - ・ 「体制仏教の改革に終始」したという評価への批判
 - 顕密仏教と並立する仏教認識の枠組みの存在を示す
 - ・ 東アジア的視点の欠如

1. 「禅律」という枠組み

- ▶ 日蓮から見た仏教勢力
 - ・ 真言・念仏・禅・律（文永2・1265年『聖愚問答鈔』定遺1-p376）
 - * 『聖愚問答鈔』は、律宗教団の忍性の活動を批判的に描写していることなどが知られており、日蓮の同時代の仏教界の現状認識がリアルに示されている
 - ・ 「真言宗」を東寺・天台の二流とみる（文永6・1269年『法門可被申様之事』定

遺 1-p451)

→ 「真言」は顕密仏教とほぼ重なる概念

* 『法門可被申様之事』には、「当世真言都等の七宗の者」「真言師」などの用例もあり、密教に対する日蓮の多様な用法が表れている

・ 念仏・禅・律は顕密仏教の枠組みに属さない仏教勢力

[新たな僧侶集団として認識されるようになった 37] 「禅律」僧

➤ 「庭訓往来」にみえる「禅律」

・ 「禅・律」と「聖道・浄土」と「顕教・密宗」

「聖道」門は「浄土」門に対して、[自力で悟りを得ようとする教え 38]

→ ここから派生して、[顕密八宗を指す呼称]

* 聖道・浄土、顕密のいずれもが、新たなカテゴリーを示すため、それ以外を一括する概念として提起されていることに注意 (必ずしも二分法的な概念ではない)

・ 「禅律の僧衆」と「諸寺諸社の聖道衆徒」=禅律と顕密仏教の並列化

・ 「四ヶ本寺」と「南都北京之律家」

東大・興福・延暦・園城寺+東寺・浄土宗

京都・鎌倉五山、泉涌寺・西大寺・唐招提寺

* 著者は「浄土宗」も顕密仏教と別の範疇としているが、ここでは説明が不十分

➤ 禅律と「聖道家」(顕密仏教)の相互認識

・ 夢窓疎石の認識

・ 応安元年(1368)の延暦寺による嗾訴および翌年の南禅寺楼門破却事件

南禅寺住持定山祖禅が、『続正法論』(貞治6・1367年)を撰述して諸宗批判を展開したことに延暦寺が反発、31か条に及ぶ「集会事書」を朝廷に提出し、嗾訴に及ぶ

(第8条)

一、五山禅僧等、忽令一味同心、八宗者悉為邪法之由、令申之、停止当山受戒、永可抑留三衣事、

夫禅律聖道雖異、登壇受戒以後居比丘位、被許三衣、而禅僧等恣登当山遂受戒節、汚大僧名、奉持袈裟、所謂袈裟者、則受戒守護冥衆所座也、若止此戒者、有何故歟可懸袈裟哉、爰二条院応保三年三月廿九日、被下園城寺宣旨稱、当寺沙弥、自今以後、如旧於延暦寺宜令受戒、不然者可略袈裟、為沙弥故、于時隆季卿奉也、一人之天旨、露点未消、三国之法度、当代何闇哉事、

(第12条)

一、漢土仏法就于時代有邪正故、宋朝以来禅宗更非正法事、

震旦仏法唐代以来稍令凌廢、案其故者、会昌天子依滅仏法、失諸家之本書、因茲陳隋兩朝者、八宗正法也、当時繁榮之宋韻皆蒙古之曲声、更不用真實之正語、頗可非仏子之所誦、是併至唐朝之仏法、依禅法之興盛、為盲者之修行之間、無悟道之聖人者也、遠聞他州儀、近思我国非、則宋朝以来仏法非如来之正法之由、公家武家可有御存知事、

(13条)

一、顯密兩宗外、雜行非法輩、為国土衰滅洪基、可被停止之事、近年為体、或私称禪宗、或号念仏者、恣雜行雜類、滿洛中洛外、而衆徒等讓末世之形儀、不企出物之訴訟者、忽及顯密正法之荒廢、可為惡鬼狂乱之国土、此旨勒大師先徳之鑑記、見經卷論家之制戒（下略）
（応安元年8月4日「延曆寺三塔集会事書」〔『南禪寺退治訴訟』〕）

第6・7条では、禪宗は天台宗に帰依すべきであり、元来その一部であることを強調。その流れで第8条では、延曆寺戒壇での受戒の意義を強調

第12条では、禪宗が同時代の中国直輸入の仏法＝正法であることを誇るのに対し、ぎゃくに大陸の仏法が衰えていることを強調し、必ずしも「東アジア的」であることにプラスの価値を見出していない

第13条では、そもそも正法は顯密だけであり、禪念仏はカウンターパートではなく「雜行雜類」であって、仏法の範疇に入らないことを強調

➤ 禪僧を「禪律」の範疇で扱う

- ・ 東福寺円爾弟子神子栄尊の年譜（建長元・1249年条）に見える「禪律」を嫌う浄土僧
 - ・ 明德3年（1392）の崇光上皇出家戒師を空谷明応が務めたことにつき、「禪律」の戒師に先例ありとする（『椿葉記』）
 - ・ 蓮如「御文」（文明5・1473）等に見える「禪律」と「寺社」（顯密）の分類
- 扱った時代に200年以上の幅があり、「禪律」も「顯密」も、同じ用語でもその歴史的事態はかなり変化しているはずでは？
- ・ 日蓮は「真言師」＝顯密仏教の僧侶を指す

空海の真言勝法華劣の教判を円仁・円珍が受け入れて以来、「日本一同に」これに追随しているという文脈。そもそもそれ以外の、新興の禪律や念仏は視野の外。

彼兩大師（慈覚・智証）華嚴法華の勝劣をばゆるさねど、法華真言の勝劣をば永ク弘法大師に同心せしかば、存外に本〔師〕伝教大師の大怨敵となる。其後日本国の碩徳等各智慧高ク有ルなれども彼三大師にこえざれば、今四百余年之間、日本一同に真言は法華經に勝れけりと定メ畢ンヌ。たまたま天台宗を習へる人々モ真言は法華に不及之由存セども、天台座主・御室等の高貴におそれて申ス事なし。あるは又其義をもわきまへぬかのゆへに、からくして同の義をいへば、一向真言師はさる事おもひもよらずとわらふなり。然らば日本国中に数十万の寺社あり。皆真言宗也。たま々法華宗を並ぶとも真言は主の如く法華は所従の如く也。若ハ兼学ノ人も心中は一同に真言也。座主・長吏・檢校・別当、一向に真言たるうへ、上に好ムところ下皆したがふ事なれば一人ももれず真言師也。

（『本尊問答鈔』（弘安1・1278年）定遺307、2-p1581）

→ 天台宗・真言宗という宗派意識とは別の「真言師」という用例にも注意。こ

の表現は日蓮が頻用する。撰関期以降の古文書・古記録に見える用例は少ない。

今日祇園心経并仁王経読経、是恒例善根、自今夜以阿闍梨文円令行当季修法、(不(動力) 息災、) 助衆四口、件阿闍梨深習真言、父(藤原)文範卿先童維〔幼時階〔附カ〕 属下官出家入道、従阿闍梨慶邪〔雅カ〕 為瀉瓶弟子、彼門徒人云、殊勝真言師也、年卅八、時々行自護摩者(『小右記』 治安3年1月17日条)

* 記主藤原実資が幼いころに藤原文範から託されて養育。「兼学顕密」と言われ(『小右記』長和3年5月26日条)、八字文殊法・千手観音法・尊星王供などにより実資に奉仕した。

僧都を一人さりかたく推挙申上たく候、随分真言師にて候(永徳3年6月28日「中原師香書状」、『後愚昧記』永徳3年関係文書)

⇒ 禅僧と律僧による二つの僧侶集団から形成された一つの枠組み＝「禅律仏教」として、顕密仏教と対置

2. 中世における二つの仏教観

(1) 「顕密」八宗観と「禅教律」十宗観

➤ 顕密仏教の仏教観

- ・ [「顕密」とは顕教と密教により仏教の教学全体を総括した呼称 40]
 - * 少なくとも空海の段階では、「密教」の定義にともないそれ以外のカテゴリーとして「顕教」が創出されたのであり、その射程や内実は問題ではなかった
- [密教＝真言宗を媒介 40]に、顕教と密教の兼学を理想として「顕密」八宗の共存共栄＝「顕密」八宗観
- ・ 禅宗が「九宗」を立てることへの批判

安然和尚教時諍論云。乃知三国諸宗。興廢有時。九宗並行。乃至依教理淺深初真言宗。大日如来常住不變。一切時處說一円理。諸物秘密。最為第一。次禅宗。一代积尊多施筌蹄。最後伝心不滞教文。諸仏心處。故為第二。乃至俱舍為第九(文)。高僧伝云(贊寧、取意)。有顕密心三教。顕教摩騰為初祖。密教金剛智為初祖。心教達磨為初祖云々。然則唐土日東皆如是积之。是知三国俱行九宗乎。(『興禅護国論』 T2543、Vol. 80、p5 下 25)

* 筌蹄(せんてい)＝動物をとらえる罟。目的を達成するまでの方便。

或人云。天下流行八宗也。有九宗耶。答曰。安然和尚教時諍論云。三国諸宗荒廢有時、九州並行(文)。智証大師云。禅宗是八宗之外也。三国九宗名字檢可知之(同 p8 中 16)

→ 単なる禅宗批判への応答ではなく、天台宗のレジェンドである安然『教時諍論』に見える有名な九宗説を展開するためのレトリック

- ・ 法然の浄土立宗と貞慶の批判
 [八宗および禅宗の九宗に加えて新たに浄土宗を立てた 41]
- 顕密を含む諸宗の教判を挙げたうえ、それらと並行して全く異なる聖道浄土門を立てたというのが正確

問曰。夫立宗名 本在华嚴天台等八宗九宗。未聞於浄土之家立其宗名。然今号浄土宗有何証拠也。(中略)但諸宗立教非今正意。且就浄土宗略明二門者。一者聖道門。二者浄土門。初聖道門者就此有二。一者大乘。二者小乘。就大乘中雖有顕密權實等不同。今此集意唯存顕大及以權大。故當歴劫迂迴之行。準是思之、応存密大及以実大。然則今真言・仏心・天台・華嚴・三論・法相・地論・撰論。此等八家之意正在此也。(中略)次往生浄土門者。就此有二。一者正明往生浄土之教。二者傍明往生浄土之教。(『選択本願念仏集』 T2608、Vol. 83、p1 下 10)

- ・ 鎌倉時代中期以降、隆盛に向かう禅・浄土を宗として視野に入れる傾向
 『八宗綱要』(凝然) / 日蓮(『本尊問答鈔』)
- ・ 「八宗之外」である禅・浄土はあくまで非公認
- 「[顕密] 八宗観は顕密仏教がその枠外の仏教勢力に対抗する際、世俗権力に対して喧伝したイデオロギー的色彩が強い仏教観 42]
- 同時代中国仏教の「禅教律」観
 - ・ 戒定慧＝三学を専門とする律師・禅師・法師の住院を禅院・教院・律院に分類
 教には天台・華嚴・慈恩(法相)宗が含まれ、宗派を超えた分類
 浄土門は「禅教律」の枠外(南宋鄭清之『勸修浄土文』)
 - ・ 宋代の正統的な仏教観であり、元代にも継承
 三宗の枠組みから外れる「邪宗」の弾圧
- 最近では、同時代の中国に「台禅論争」のあったことにも注目
 「唐代では、天台宗の中興の祖とされる湛然が禅宗をきびしく批判したし、宋代でも、天台宗と禅宗は正当性と教義をめぐる対立していた。さらに元代になると、モンゴル帝国＝元王朝は、教宗・チベット仏教を重視する政策を採って禅宗を圧迫しており、禅宗は苦境に立たされた。至元 25 年(1288)の禅教廷諍(クビライの前で行われた宗論)では、禅宗が教宗に敗北を喫し、これ以降、華北の教宗僧侶が江南地域に進出して、禅寺を天台宗寺院に変えるという「易禅為教」が起きている」(康昊「中国の台禅論争と虎関師鍊」『日本仏教総合研究』17、2019年)
- 栄西・俊芿による「禅教律」観の紹介
 - ・ 栄西による「教外別伝」
 ＊この「教」は原則的には一代聖「教」を意味し、禅教律観とは無関係
 建仁寺・金剛三昧院の「禅教律」(三学)による興行
 長楽寺栄朝による三学にもとづく「大小乗の修行、顕密禅教」の自由な修行の主張(『沙石集』)

* 著者は「顕密・禅教」と読んでいるが、栄西門下に連なる聖一派では、顕密禅の一致が鎌倉時代中後期に大きな問題になっていた（菊地大樹「聖一派における仏身論の展開」、阿部泰郎他編『中世禅への新視角』臨川書店、2019年）

- ・ 俊苧による、天台・南山律宗を兼学する寺院としての泉涌寺建立
- 円爾の仏教観
 - ・ 中国における律院・教院での修学 → 「禅教兼通」
 - * 著者は円爾が「戒律をも重視した」とするが、その具体的事例には乏しい。ただし栄西以来、一般に同時期の日本の禅僧が、いわゆる戒律無視とレッテルを張られた放下僧や達磨宗との差異を強調するために、戒律重視を打ち出していた
 - ・ 『十宗要道記』の主張
浄土宗を教門に加えるユニークな解釈
顕密八宗に浄土・禅を加え、八宗観を発展させた「禅教律」十宗観

「円爾は、教門諸宗および禅門（仏心宗）については、かならず冒頭におおのこの宗が「幾時節を経て生死を出離し、何の修行を尋ねて何の菩提を証するや」という問いを立てている。ところが律門に対してはこの問いを立てないことから、円爾は律門を生死を離れ菩提を証する「宗」であるとは考えていなかったことになる。この点は、すくなくとも円爾が禅教律三門（教）を齊しくとらえていなかった可能性を示唆しており、今後さらに検討が必要であろう」

「在来の各宗派に加えて円爾独自の解釈を加えた浄土宗までをも合わせてこれらをすべて教門に押し込み、『十宗要道記』のなかではまず伝統的な「八宗」の観念を温存した。そのうえで、それとはまったく異質な教外の宗である仏心宗を禅門に位置づける。しかも仏心宗を絶対的に優位に立たせるのではなく、教門・禅門を並置させて教内・教外の間を調整しているのである。つまり彼は伝統的な「八宗」体制に対して、妥協しつつもそれには容易には取り込まれない工夫として、日本的な宗派仏教論と中国的な禅教律三門を巧みに融合・改変して用い、『十宗要道記』において実質的にはまったく新たな宗派理解を示した」（菊地大樹「宗派仏教の歴史的展開」、佐藤文子他編『日本宗教史』6、2020年（近刊））。

→ 必ずしも禅教律に忠実ではなく、ベースには教内教外の教判論がある

- ・ 三学を顕・密・戒に当てる「顕密」八宗観的思考

(2) 「禅教律」観と諸宗兼学思想

- あらたな諸宗兼学の実態
 - ・ 「仏心」（禅）を根本に据えた兼学の実践
 - * 円爾・聖一派の「兼学」下での教判論は複雑で、典籍によって立場が変わることがままあり、何が根本・最高と位置づけられていたのかは慎重な検討が必要（菊地前掲論文 2019年）
 - ・ 円爾門下の兼学思想

円照は円爾から学んだ「禪教律」観を展開

→ 身口意（三密）＝戒惠定＝律論經＝律師・法師・禪師

無住は「三学の源」は「一心の本性」としながら、三学兼修の困難から諸宗派の成立を理解

→ 蘭溪道隆以降の「純粹禪」にも継承

- ・ 夢窓疎石とその門下

[三学兼学を理想としながらも、実践は困難であるとして、分立した「禪教律」の共存を主張するにとどまっている 48] が、しかし禪教律が一つもかけてはならないとする

(3) 世俗権力の仏教観

➤ 室町幕府の禪教律政策

- ・ 室町幕府の仏教編成についての原田正俊氏の指摘（原田正俊「中世後期の国家と仏教」『日本中世の禪宗と社会』吉川弘文館、1998年、初出1997年）

→ [直接的な根拠は挙げていない 50] ?

- ・ 幕府主催の仏事への禪教律僧の動員

足利尊氏による一切経書写事業

*一切経書写に諸宗の僧が大規模にかかわる事例は、これ以前にも豊富にある天龍寺の追善仏事（貞和4・1348年）

暦応3年（1340）「輩（ママ）下三宗諸山」および高山慈照への祈雨命令

→ 「三宗」は「禪教律」？

庚辰歳六月大旱。有旨。輩下三宗諸山祈雨。七日不雨。十八日銀紫光禄大夫直義伝旨。特以祈救命師。師曰。宋季大旱。理宗皇帝詔我祖無門和尚。入選徳殿対御升座。三日而雨応。某雖徳薄。敢違旨耶。直義請期許以三日。黙坐大室。至二日夕。雨騰雨澍。遠辺周給。咸称道力之験。（「高山禪師塔銘」）

著者は誤読しているが、「輩下」ではなく「輩下」つまり天皇の直下ということ。真言宗・天台山門・寺門の密教系の祈祷を言ったものか。足利直義からの要請により、無門慧開の故事を引いて三日以内の降雨を示唆し、黙坐によって二日で実現した。禪僧が密教的祈祷によらず座禅によって法験を表す説話は鎌倉時代からあるが、とくに慈照の師無本覚心（大灯派、慧開はその師）には密教的要素が強く、近年ふたたび注目されている（ディディエ・ダヴァン「脱鎌倉禪？—純粹禪と大灯派についての一考察—」（阿部他編前掲書 2019年）など）。

- ・ 鎌倉時代後期にさかのぼる、「頭密」（教）と「禪律」二つの枠組み

初期室町幕府における「禪律方（頭人）」の活動

将軍足利義教御成の「禪律寺庵」やのちの将軍への正月参賀に浄土宗寺院も含まれる

「律家」と呼ばれる浄土宗寺院

*著者が注目する西山義は、特に戒律護持を重視したこととも関係するか。この

概念は、松尾剛次氏の「遁世僧」概念にも近似するが、氏がいわゆる「鎌倉新仏教」を一括したのに対し、著者はあくまで「禅律」に即して具体的にその概念を規定してゆく

3. 宋風仏教としての禅律仏教

(1) 禅院・教院・律院

➤ 宋代の三学にもとづく僧の住院分類・寺額の下賜

- ・ 江南地域に多い → 日本仏教への影響
- ・ 道元の主張

三院+「徒弟院」(つちえん)

* 徒弟院=主に禅宗などで、師匠が自己の得度させた弟子を住持とさせる寺。十方刹に対していう。(日本国語大辞典)

皇帝が師資関係にかかわらず住持を指名する十方住持制の官寺は中国では正統的権威を持ち、徒弟院は由緒(三教の別など)も不明ないかがわしい寺院とみなされた。道元の用例もここに発すると思われ、如浄の言とはされるものの、「三院の別に否定的で、「瑜伽僧」(密教僧のこと。宋代には事実上存在しない)に触れるなど、実際には道元自身の意識に近い。

日本でも十方住持制は同様の権威を持つ一方、顕密仏教で培われてきた師資相承の論理とせめぎあい、大徳寺のように「徒弟院」こそ正法伝持の場であることを標榜して五山から離脱し、林下に甘んじる禅院もある。

➤ 日本への禅院・律院・教院の広がり

- ・ 西大寺流律宗は律院を意識
 - ・ 延暦教寺(天台) / 清澄教寺(真言・天台兼学) / 西方教院(浄土宗系)
- あくまで禅僧側の捉え方であり、自称ではない
- ・ 「教院」興行をかかげた浄土宗西山義(三鈷寺流)
- 南北朝期に活躍した実導仁空の影響が大きい

(2) 宋代中国仏教の導入

➤ 寺院制度・文化の対比

- ・ 寺院内部僧職

顕密: 別当 ⇔ 禅院: 長老

寺院別当・座主は、僧綱所支配からの離脱により平安前期に諸寺で一般化。基本的に僧侶の「官職」。ただし、国家支配から完全に自由になったわけではない(岡野浩二『平安時代の国家と寺院』塙書房、2009年)

禅院の場合、官職としての寺院トップは「住持」職。「長老」はその尊称。

- ・ 真空(廻心房、木幡上人)と遍照心院の置文

持律の長老を置き、別当・執行を置かず

別当らによる寺物の流用: 僧物・仏物の流用禁止は戒律にも定められ、通仏教的な課題。大寺の場合、別当補任権は檀越が保持し、しばしば寺外から任命さ

れるため、別当を通じて寺院の財産が外部に流出することが問題となる
長老は寺僧のなかから総意によって専任されるのが原則であり、同時に持戒
清浄が求められる（網野善彦の指摘）

- ・ 寺院の堂舎

顕密：金堂・講堂を中心（隋唐） ⇔ 禅院：仏殿・法堂を中心（宋）

西大寺などの律院や浄土寺院でも宋風の堂舎呼称を受容

顕密寺院では、伝統的に一堂に集合して日常的な修行を行う習慣は堂衆にはあるが、学侶は儀礼以外で一同に会することはまれ。広いホールとしての法堂に定期的に集合して説法を聴聞したり、禅堂で集団で座禅工夫する習慣は宋仏教とともに中世になってはじめて日本に現れたのではないか

- ・ 僧侶の呼称

顕密：房号 ⇔ 禅僧：道号法諱

- ・ 寺院文化

京鎌倉の禅院には異国的な雰囲気漂う

亀山院は、皇子良助法親王や、順徳院皇孫の善統入道親王らを伴って南禅寺方丈に渡御し、「種々唐料理」すなわち入宋僧や渡来僧が伝えたと思われる中華料理を楽しんだ。この日は盂蘭盆に当たり、人々からは南禅寺に燈籠が寄進され、翌日は同寺で「齋食」が行われた（『実躬卿記』嘉元元年7月14・15日条、菊地大樹「虎関師錬の歴史的位置」『仏教史学研究』51-2、2009年）

頂相・椅子文化

俊乗房重源は、材木とともに自身の絵木二像を宋の阿育王寺に寄進（『南無阿弥陀仏作善集』）

→ 宋風文化に順応した早い例

4. おわりに

- 専修を志向せずに密教を兼学し、体制仏教の一翼を担ったとする禅律諸派に対する従来の評価
- 宗教諸勢力の統合イデオロギーとしての密教の思想的役割の評価と国家体制把握
- 中世国家を統合的とみずに、顕密と分裂した禅律の実態を再評価
- 「禅教律」十宗観の提起により統合的側面も継承
- 宗派史観の克服を志向しながら、禅律に宗派的評価を与えてしまった顕密体制論の限界
 - * こういった反省から、「宗派史観」=悪という図式にも再検討が必要なのではないか（宗派にもそれなりの歴史的意義と実態があったのではないか）（菊地前掲論文2020年近刊）
- 「宋風仏教」と「国風仏教」
- ・ 宋仏教ではなく、それを種々アレンジして中世列島に適合させていったことを示す「宋風仏教」という概念は、日本文化論の一つの類型として、今後さらに展

開の可能性を秘めている

- ・ いっぽうで、密教化のスタートが9世紀に置かれたことから、かつての国風文化論と並行した「国風仏教」の発展を想定しているのは問題ではないか
- ・ 国風文化論の延長として批判されるのがまさにかつての浄土教中心史観であり、いわゆる遣唐使の「廃止」を契機とする国風文化論そのものも、源信の活動に象徴されるような平安時代を通じた大陸や半島との活発な対外交流の実態が明らかになった今日では、古典的な史観としてほとんど説得力を失う
- ・ さらに、国風文化がもつ一国論的国民国家イデオロギーに対しては、歴史研究者としてむしろ批判的な立場を維持すべきではないか

おわりに—課題と展望—

- 様々な史料を広く集め、縦横に論じる
 - ・ 各史料のもつ文脈や、同じ歴史用語でも時代的な変化などを踏まえないで論じている箇所がある
- 研究史上の位置づけ
 - ・ 「禅律」に場合によっては浄土宗（西山義）も加え、あるいは大陸的な禅教律の関係に注目して「教」に含まれる同時代の仏教の射程を幅広く取る
 - ・ 「禅律」について、宗教社会勢力としても概念の上でも中世全体を貫通する論理に発展させる
 - ・ すでに室町幕府の「禅律方」などへの注目は早くからある
 - 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」、石母田正他編『中世の法と国家』東京大学出版会、1960年
 - 今枝愛真「禅律方と鹿苑僧録」『中世禅宗史の研究』東京大学出版会、1970年
 - ・ 1990年代後半においても、「武家八講・相国寺の総研は顕密禅併置の舞台となり、室町幕府は、禅僧達からの多くの情報による東アジア社会に通用する仏教の在り方、すなわち禅・教・律の体制を確立することができた」という指摘もある（原田前掲論文 1998年）
著者は原田氏の研究に触れながらも「直接的な根拠を挙げていない」とするが、論文の全体がその実証に費やされており、まずこの論を根本的に踏まえて研究を出発すべき
- 新史料の発見によって、まったく新たな学説を提示したかのようにふるまうのは学術的方法上許されない